

あすてるカンゴ竹ノ塚 訪問看護ご利用料金表
【介護保険適用（非課税）】

サービス内容	サービス提供時間	単位数※1	利用料 (10割)	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護Ⅰ-1・時間内	看護：20分未満/回	314	3,579円	358円	716円	1,074円	※2
訪問看護Ⅰ-2・時間内	看護：30分未満/回	471	5,369円	537円	1,074円	1,611円	※2
訪問看護Ⅰ-3・時間内	看護：30分以上60分未満/回	823	9,382円	939円	1,877円	2,815円	※2
訪問看護Ⅰ-4・時間内	看護：60分以上90分未満/回	1,128	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円	※2
訪問看護Ⅰ-5	リハビリ：20分×1回	294	3,351円	336円	671円	1,006円	※3
	リハビリ：20分×2回(40分)	588	6,703円	671円	1,341円	2,011円	※3
訪問看護Ⅰ-5 2超	リハビリ：20分×3回(60分)	795	9,063円	907円	1,813円	2,719円	※3

サービス内容	サービス提供時間	単位数※1	利用料 (10割)	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
介護予防訪問看護Ⅰ-1・時間内	看護：20分未満/回	303	3,454円	346円	691円	1,037円	※2
介護予防訪問看護Ⅰ-2・時間内	看護：30分未満/回	451	5,141円	515円	1,029円	1,543円	※2
介護予防訪問看護Ⅰ-3・時間内	看護：30分以上60分未満/回	794	9,051円	906円	1,811円	2,716円	※2
介護予防訪問看護Ⅰ-4・時間内	看護：60分以上90分未満/回	1,090	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円	※2
介護予防訪問看護Ⅰ-5	リハビリ：20分×1回	284	3,237円	324円	648円	972円	※3
	リハビリ：20分×2回(40分)	568	6,475円	648円	1,295円	1,943円	※3
介護予防訪問看護Ⅰ-5 2超	リハビリ：20分×3回(60分)	426	4,856円	486円	972円	1,457円	※3

サービス内容	単位数※1	利用料 (10割)	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
特別管理加算Ⅰ	500	5,700円	570円	1,140円	1,710円	
特別管理加算Ⅱ	250	2,850円	285円	570円	855円	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円	
看護・介護職員連携強化加算(要介護者のみ)	250	2,850円	285円	570円	855円	
連携型 定期巡回・随時対応型訪問看護	(要介護1~4)	2,961	33,755円	3,376円	6,751円	10,127円
	(要介護5)	3,761	42,875円	4,288円	8,575円	12,863円
初回加算(Ⅰ) ※退院日に初回訪問した場合	350	3,990円	399円	798円	1,197円	
初回加算(Ⅱ)	300	3,420円	342円	684円	1,026円	
退院時共同指導加算	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円	
長時間訪問看護加算	300	3,420円	342円	684円	1,026円	
複数名訪問看護加算Ⅰ(複数の看護師等)	(30分未満)	254	2,895円	290円	579円	869円
	(30分以上)	402	4,582円	459円	917円	1,375円
複数名訪問看護加算Ⅱ(看護師等とその他職員)	(30分未満)	201	2,291円	230円	459円	688円
	(30分以上)	317	3,613円	362円	723円	1,084円
ターミナルケア加算(死亡月につき1回)	2,500	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円	
専門管理加算	250	2,850円	285円	570円	855円	
口腔連携強化加算	50	570円	57円	114円	171円	

※1 所在地が1級地の事業所(サテライト含む)は、1単位=11.4円が適用されます。

※2 看護師による訪問看護です。准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※3 PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)によるリハビリです。上限は週120分迄になります。

●夜間・早朝(6時~8時・18時~22時) 25%増し、深夜(22時~6時) 50%増しになります。

●特別管理加算、緊急時訪問看護加算、サービス提供体制強化加算、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外です。

●当事業所の利用開始日から12ヶ月以上の予防訪問看護をリハビリ職が行った場合には、1回につき5単位減算になります。